

富士吉田市地下水保全条例に基づく井戸設置許可申請に関する要綱

この要綱は、富士吉田市地下水保全条例施行規則第2条第2項の規定に基づき、富士吉田市地下水保全条例第4条の許可基準についての詳細を定めるとともに、申請書類について明記するものである。

1. 井戸設置に伴う開発行為に係るすべての関係機関及び所管する担当部署と協議し、当該許可基準を満たす協議内容を記載した協議書を提出すること
2. (1)井戸設置に際しては、既設井戸との相関関係を明示する基礎資料となる次の必要書類を揃えた井戸完成図書（別紙様式）を提出すること
 - ア) さく井完成図書
 - イ) 揚水機(井戸ポンプ)の概要
 - ウ) 使用計画
 - エ) その他必要書類(2)また、概ね300mの範囲に既設の井戸が設置している場合は、既設井戸設置者の同意書及び関係配置図を提出すること
3. 他の水源利用について検討し、他の水をもって替えることが困難なことや地下水を申請の用途に供することが、必要かつ適当と客観的に認められる理由書を提出すること
4. 排水対策について地下水の使用用途に応じた必要な施設の整備が確認できる書類を提出すること
5. 地下水採取量が容易に確認できる場所に量水器を設置すること
6. 自噴井については、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策を整備すること
7. 上記4. 5. 6については、井戸概要書に詳細に記載すること
8. その他申請内容に応じ、指示された必要書類を提出すること

この訓令乙は、平成23年5月30日から施行する。